

トラック適正化二法について

令和7年12月19日
九州運輸局自動車交通部
貨物課



貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

(※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制

(※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施

(※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）
荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

（1）体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

（2）財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置

担保

1. 事業許可の更新制度の導入

- ト^ラック運送事業の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、効力を失う。
- 許可基準に、「法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること」を新たに追加。
- 国土交通大臣は、許可更新に関する事務の一部を独立行政法人に行わせることができる。



(1) 輸送の安全確保、社会保険料の納付、適正原価の収受をはじめ、法令の規定を遵守しない場合は、事業許可の更新がなされない。

(2) 更新申請時には、一定の手数料収受を想定。

(3) 独立行政法人の詳細については、今後3年以内を目途に決定。



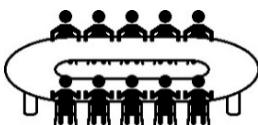
2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ①

- 国土交通大臣は、トラック運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課等の、適正な事業運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、「適正原価」を定め、告示することができる。



Point!

- (1) これに伴い、「標準的運賃」は廃止する。
- (2) 適正原価は、一般貨物運送事業者だけでなく、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者についても設定することができる。
- (3) 適正原価の設定にあたっては、運輸審議会への諮問が必要。



2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ②

- トラック運送事業者は、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 受注者の義務
- トラック運送事業者・利用運送事業者は、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するとときは、その利用する運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 発注者の義務



(1) 一般貨物運送事業者だけでなく、貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者に対しても適用される。

(2) 事業許可の有効期間である5年間を通じた総運行距離、総労働時間等を勘案し、出来る限り簡便かつ客観的に判断しうる判定基準を設定することを想定。



3. 委託次数の制限

○ **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、真荷主から引き受けた貨物の運送について、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、**委託段階を2次までに制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**



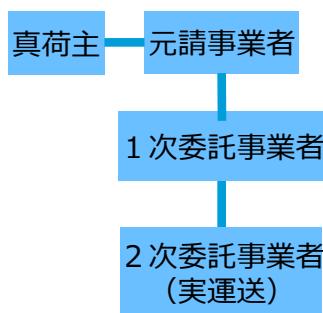
Point!

(1) 元請け事業者は、自らを「ゼロ次」とした場合、「**2次請け**」=再々委託までに制限するルールを設けること等が必要となる。

(2) 一般貨物運送事業者だけでなく、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**、**軽貨物運送事業者**、特定貨物運送事業者に対しても適用される。

(3) その他、**運送契約書面の交付義務**、**実運送体制管理簿の作成義務**等が、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**に対しても適用されることとなる。

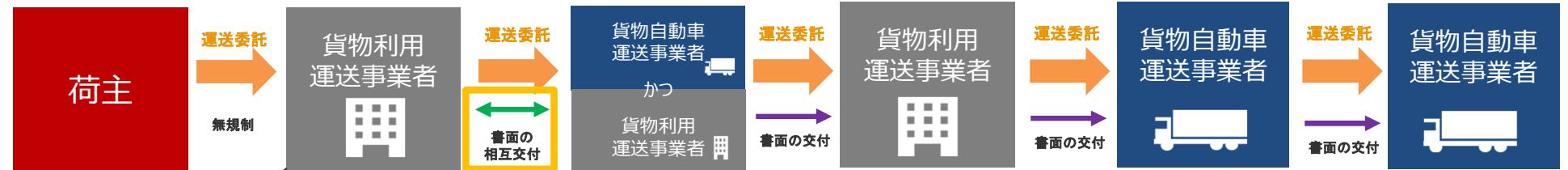
<今後の取引構造>



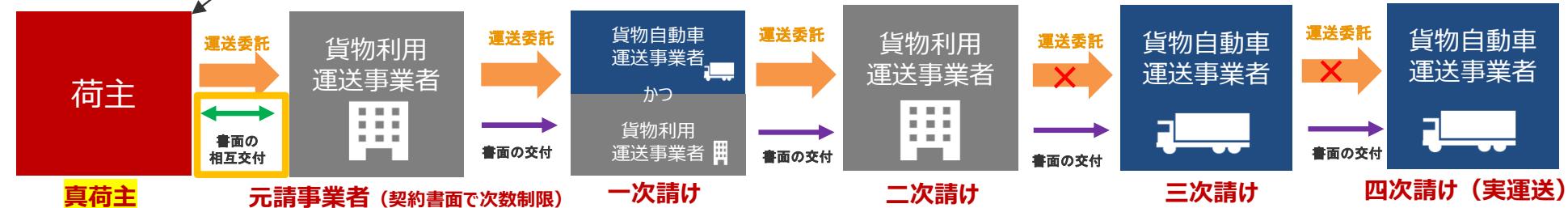
【参考】トラック法における真荷主の範囲の改正

トラック法の「真荷主」の定義が変更されました。具体的には、**真荷主の範囲から**、貨物自動車運送事業者に加えて、**貨物利用運送事業者も除外**されました。施行は令和8年4月1日です。

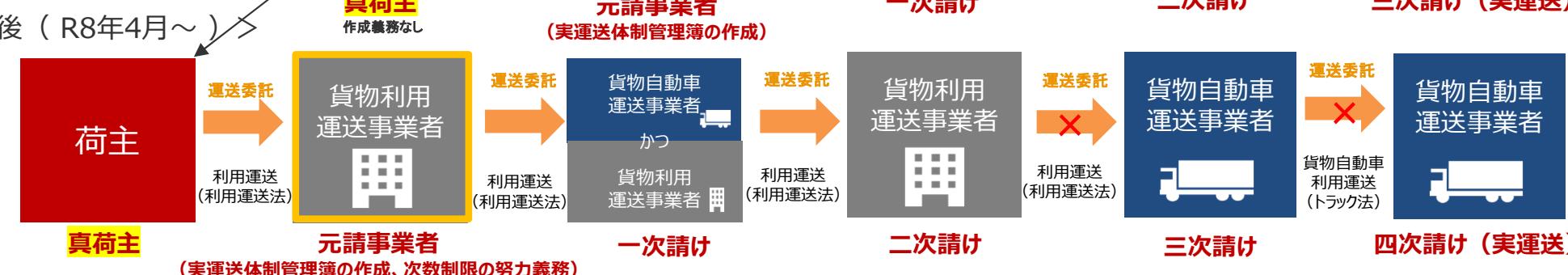
＜現行（R7年4月～）＞



＜改正後（R8年4月～）＞



＜現行（R7年4月～）＞



書面交付義務

実運送体制管理簿

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ①

- 何人も、無許可でトラック運送事業を営む者に貨物の運送を委託してはならない。
(これに違反した者は、100万円以下の罰金に処する。)



現在の法律では、違法「白トラ」で運送した側が処罰対象。また、荷主側は帮助犯、共同正犯等の共犯関係にある場合に限り、処罰対象。



その範囲は狭く、また、立証も難しいのが実情。



今後は、荷主側が違法「白トラ」と認識して発注しただけで違法となり得るため、荷主側の関心や遵法意識が向上し、効果的に抑止力が発揮されることが期待される。



4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ②

- 違法「白トラ」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、**トラック・物流Gメンが是正指導**を行うことができる。



Point!

- (1) **国土交通大臣は**、違法「白トラ」の原因となるおそれのある行為に関連し、**荷主等に対し、是正指導を実施。**

- ①当該行為をしている**おそれ**があると認めるとき
⇒ 荷主等に対し、**要請**を実施
- ②当該行為をしていると**疑うに足りる相当な理由**があると認めるとき
⇒ 荷主等に対し、**勧告・公表**を実施

- (2) **関係省庁**も、違法「白トラ」の効果的な防止を図るために**必要な協力**を実施。



- (3) **各都道府県トラック協会**は、荷主等が違法「白トラ」に関係していると疑うに足りる事実を把握したときは、**国土交通大臣に対して通知。**

5. その他

- トラック運送事業法に、**労働環境整備や労働者の処遇の確保の必要性**について明記。
- 物流に関する施策の総合的・集中的な推進を図るため、関係閣僚等から成る **「物流政策推進会議」**と、その下に実務者会議を設置。



Point!

(1) トラック運送事業法の目的に、「**労働環境の適正な整備に留意すること**」を明記。

(2) トラック運送事業者の義務として、「**労働者の適切な処遇の確保のために必要な措置を実施すること**」を追加。 ⇒ **許可更新の要件**にも含まれる

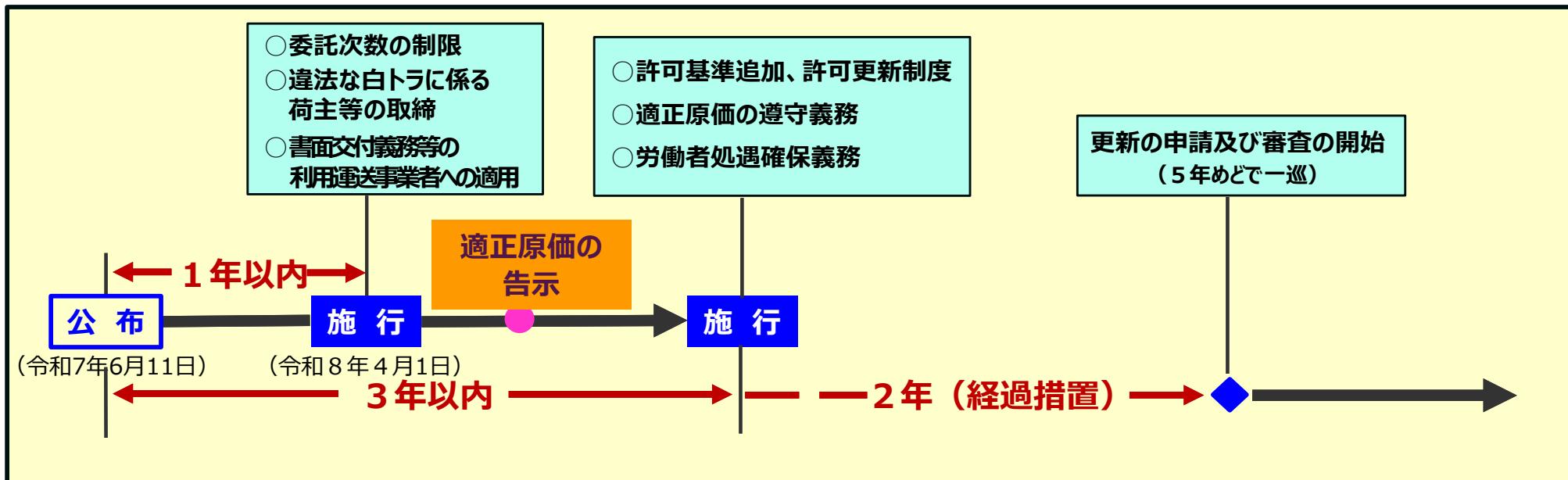


トラック運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。

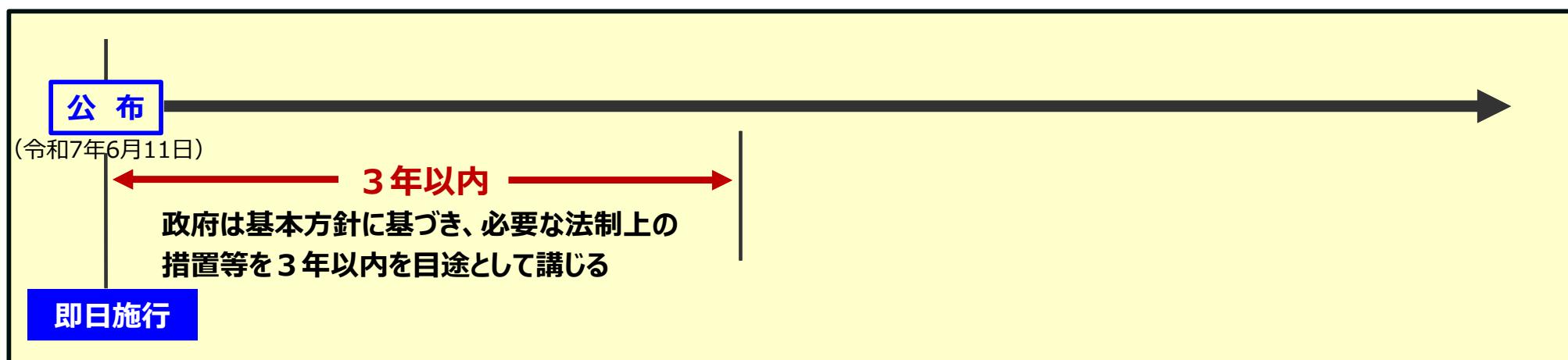
(3) 「物流政策推進会議」の構成メンバーは、**国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び公正取引委員会委員長など**。

6. トラック適正化二法の施行時期

【貨物自動車運送事業法】



【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



(参考)トラック・物流Gメンについて

トラック運送事業の働き方をめぐる現状

- ・トラックドライバーは他産業と比較し、長時間労働・低賃金の傾向
- ・担い手の確保にむけ、待遇改善が急務、一方で2024年から、時間外労働の上限規制が開始。

単純に、ドライバーの労働時間だけが短縮され、低賃金や荷待ち時間等を含めた労働環境の改善がなければ ①ドライバー一人当たりの1日の輸送量が減少②トラック事業者の売り上げ・利益の減少③ドライバーの収入の減少④離職等による人材流出の可能性 → 輸送量の供給不足が生じる…物流の「2024年問題」

- 具体的な対応を行わなかった場合、2024年度には輸送能力が約14%（4億トン相当）不足する可能性。
- その後も対応を行わなかった場合、2030年度には輸送能力が約34%（9億トン相当）不足する可能性。

貨物自動車運送事業法改正 平成30年改正（法律第96号）

【目的】 時間外労働規制の適用（令和6年4月）を見据え、緊急に運転者の労働条件を改善

荷主対策の深度化

トラック事業者の法令遵守に係る国土交通大臣による荷主への働きかけや要請等の規定

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善
されない場合

働きかけ

要
請

勧告・公表

令和5年改正（法律第62号）【目的】働き方改革の実現と安定的な輸送サービスを確保するため制度の継続的な運用が必要なため

制度創設当時

時間外労働規制が適用される
(令和6年3月)までの時限措置

「当分の間」の措置
(実質恒久的な制度へ)

- 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法**に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置を講じてきたが、2024年問題を前に、強力な対応が必要。
- このため、新たに「**トラックGメン**」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに。

⇒ 令和5年7月21日、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置（うち九州18名）

※緊急増員80名（本省2名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）

トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者へのプッシュ型の情報収集を開始し
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」
制度※の執行力を強化（2023年度～）

- 荷待ち時間の削減などにあたり、倉庫業者の取組みは寄託者である発・着荷主の協力が必須であり、サプライチェーン全体の取引環境を適正化するために**倉庫業者からの意見聴取や情報収集**も必要な状況。
- また、荷主による買いたたきや価格転嫁交渉に応じない事例など、**荷主と倉庫業者との間の取引適正化が課題**。
- このような状況を踏まえ、**トラックGメンの改組及び拡充**を行い、**荷主等に向けた対策の実効性を更に高める**。

令和6年11月1日より

＜トラックGメンの改組＞

- ・現行のトラックGメンについて、物流全体の適正化を図る観点から、**「トラック・物流Gメン」に改組**し、**倉庫業者からも情報収集**

＜体制の拡充＞ 現行162名に、

- ・国交省の**物流担当職員**（本省・各地方運輸局等）から29名（**うち九州2名**）⇒**九州20名体制**へ
- ・各都道府県のトラック協会が新たに設ける**「Gメン調査員」**166名

を追加し、**総勢360名規模**で対応

情報収集・確認

違反原因行為の情報収集・情報確認



目安箱
への投稿



悪質な荷主等に関するWeb通報窓口
(目安箱)



Gメンに
による調査

「トラック・物流Gメン」

事業者訪問

など

ドライバーヒアリング

アンケート(運行管理者講習時等)



違反原因行為とは…・トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為

九州管内での調査実績(R7.9末現在)**4,554件**
(トラックGメン設置(R5.7.21)以降の累計)



是正指導

違反原因行為をしている**疑い**ある場合

働きかけ

トラック事業者が法令順守できるよう理解を求める

さらに情報を得た場合

違反原因行為をしていることを**疑うに足りる相当な理由**がある場合

要請

改善計画の提出、改善状況の報告についても協力を依頼

要請を「受けた」荷主がなお違反原因行為をしていることを**疑うに足りる相当な理由があると認められる場合**

勧告・公表

改善計画の提出、改善状況の報告についても協力を依頼

理解を求める文書を発出

荷主による自主的な状況確認と改善

トラック・物流Gメンによる
フォローアップ(荷主パトロール)



※荷主パトロールは、荷主への啓発活動としても実施

要請・勧告文書を発出

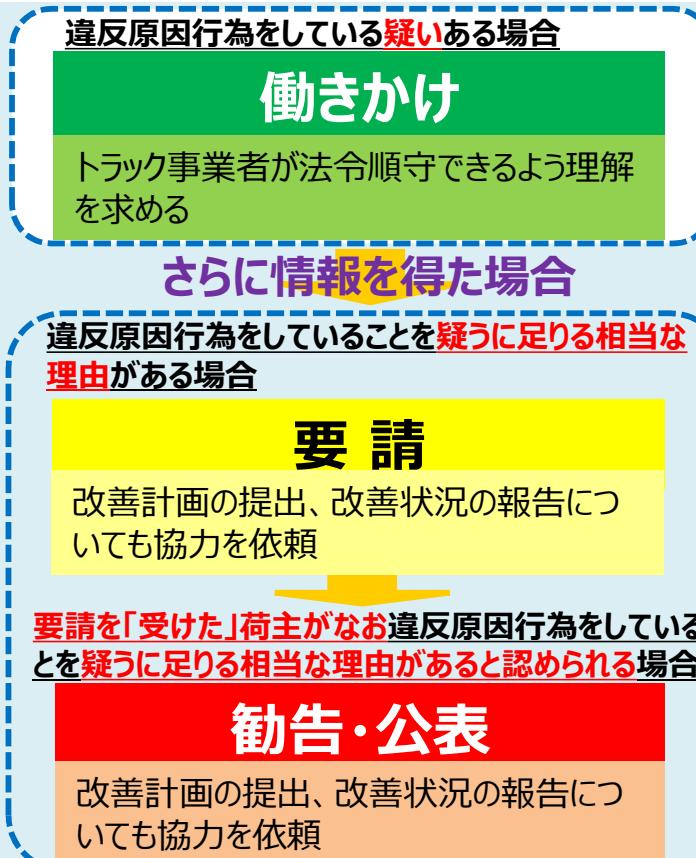
必要に応じ関係省庁等と連携してヒアリング

改善計画の策定、改善期間の設定

トラックGメンによる改善状況の確認

改善報告の提出

(違反原因行為の解消)



違反原因行為とは、トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為。

長時間の荷待ち



契約にない附帯業務



運賃・料金の不当な据置き



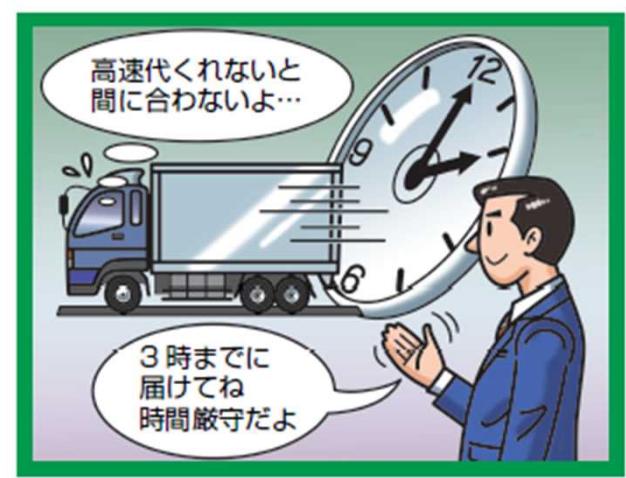
過積載運送の指示・容認



異常気象時の運送依頼

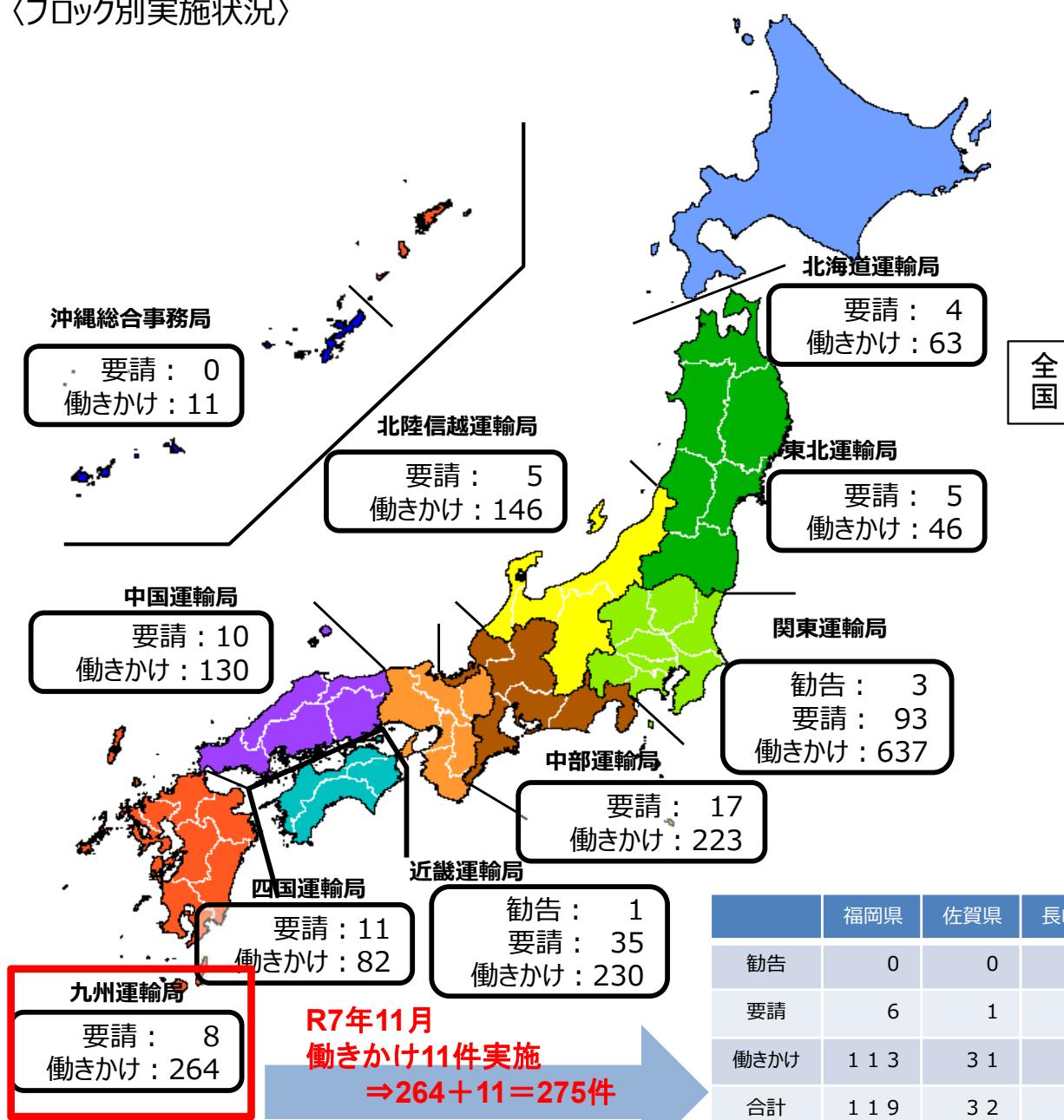


無理な運送依頼

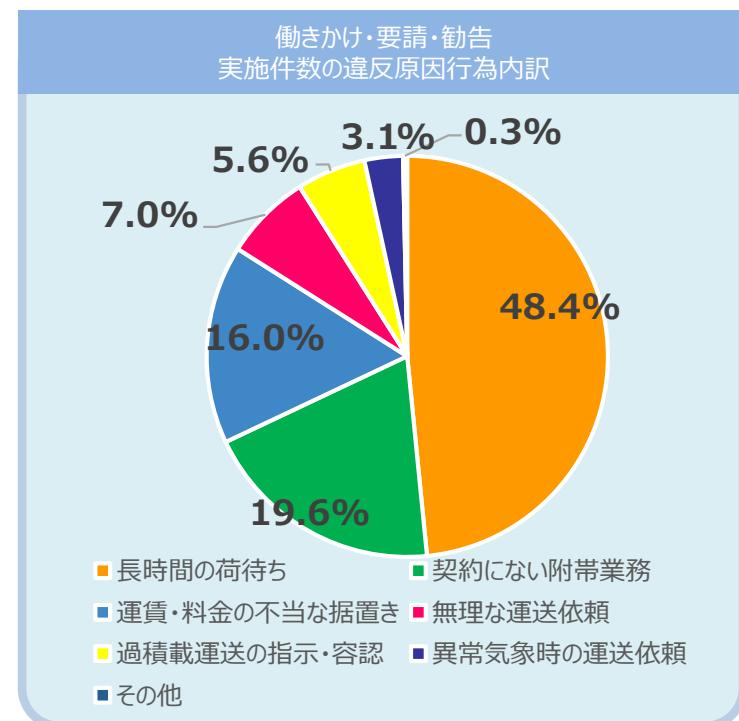


ブロック別働きかけ・要請・勧告実施件数(令和7年9月末時点)

〈ブロック別実施状況〉



対応内容	荷主・元請数	内訳
勧告	4	荷主2・元請1・その他1
要請	188	荷主100・元請82・その他6
働きかけ	2,024	荷主1,295・元請473・その他64

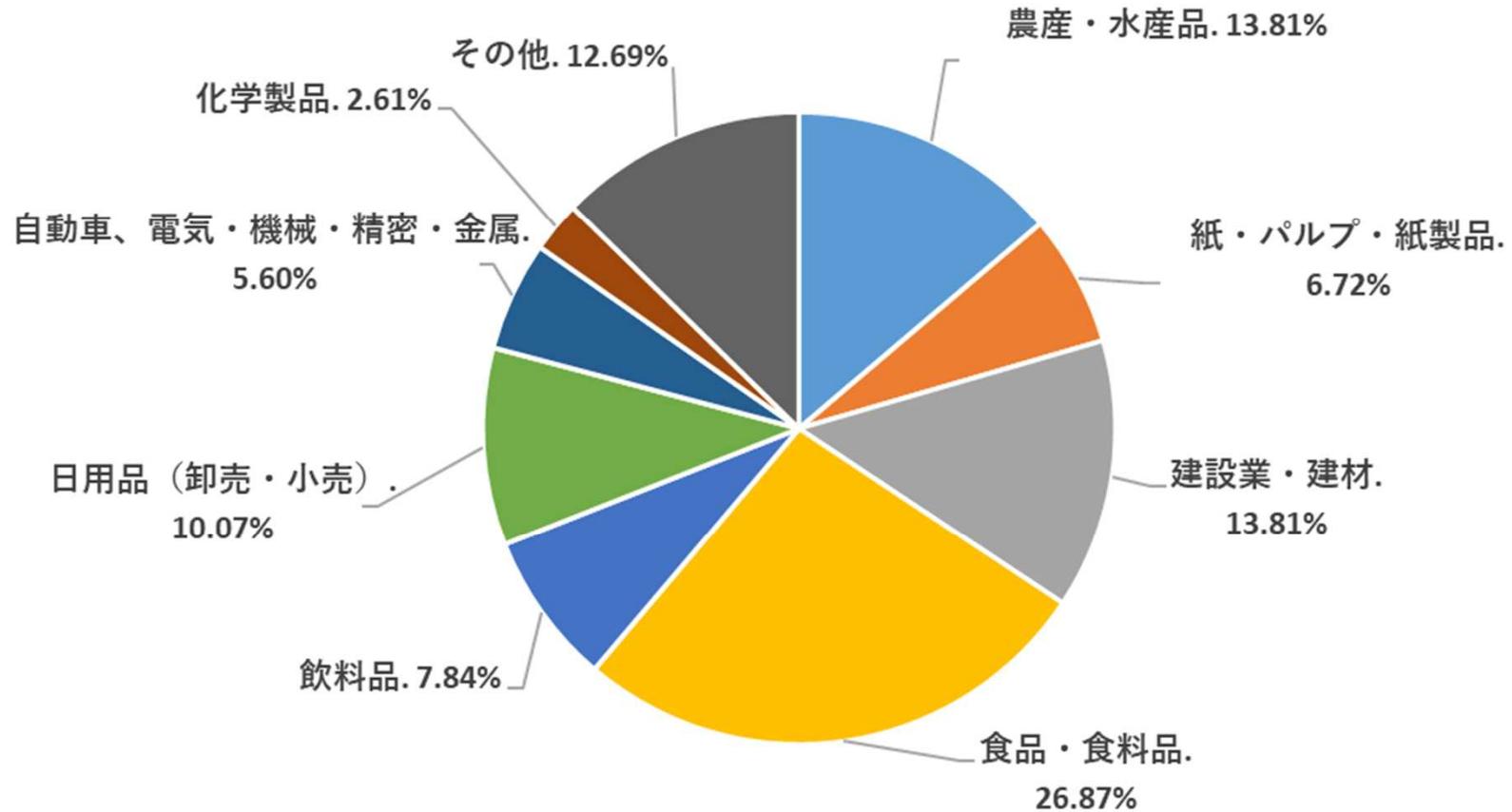


R7.9月末

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	他	合計
勧告	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要請	6	1	0	1	0	0	0	0	8
働きかけ	113	31	6	29	11	11	33	41	275
合計	119	32	6	30	11	11	33	41	283

【九州運輸局】283件

輸送品目別内訳比率 (九州)



- ・制定日：令和7年10月1日
- ・制定趣旨：是正指導の基準・考え方等を定め公表することで、是正指導の透明性や公平性を確保し、トラック事業者・荷主からの理解・協力を得るため
- ・制定内容：違反原因行為の定義、是正指導の基準・内容・中止の申出、情報提供者への処理結果通知など



V-2. 情報提供の方法及び処理結果通知等

(3) 処理結果の通知

上記(1)の情報提供が本省Webサイトに設置する専用の投稿窓口により行われ、情報提供者の氏名又は名称、住所及び連絡先等の必要となる事項を記載した上で、違反原因行為の具体的な事実を示しているものと確認され、情報提供者がその処理結果の通知を希望している場合には、情報提供に係る事案について、どのような是正指導を行ったのか、あるいは行わなかったのかを情報提供者に通知するものとする。

この場合、情報提供者が貨物自動車運送事業者、倉庫業者又はその従業員である場合は、その事業者の住所を管轄する地方運輸局又は運輸支局(情報提供者がそれ以外の者である場合は、その者の住所を管轄する地方運輸局)から、別に定める様式例により、原則として情報提供のあった日から3か月以内に通知する。

なお、情報提供がトラック・物流Gメン又はGメン調査員に直接なされた場合には、上記と同等の必要な事項が聴取できたものと確認され、情報提供者が処理結果の通知を希望している場合には同様に処理結果通知を行うことができる。

貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主への是正指導指針

令和7年10月
国土交通省
トラック・物流荷主特別対策室

